

富山県農村振興対策委員会議事録（概要）

日時 令和2年2月18日（火）午前10時～12時

場所 パレブラン高志会館 嘉月201号室

（1）日本型直接支払制度の実施状況について

- ①中山間地域等直接支払制度
- ②多面的機能支払制度
- ③環境保全型農業直接支払制度（最終評価含む）

【委員長】

今、一気にご説明いただきましたが、皆様のほうから何かご意見、ご質問等、①の直接支払のほうから順番にというよりは、思いついたところからどんどんお話ししたいと思えますけれど、いかがでしょうか。

最初の中山間の直接支払は、私の気づいた範囲では、要するに2020年度から本格的に取り組むということですが、事業の中身をとりあえずモデルとしてやったというのが2019年度でございますので、そのモデルとしてやったところがどの程度効果があるのかというのをある程度把握しながら、2020年度につないでいただきたいと思っておりますが、今ご説明があった中で、これは行けるぞというようなことになるのかどうかということをご意見としていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

この3つの、人材のやつと地域運営組織、小さな拠点という、そういう事業とスマート農業、要するにロボット等を含めたスマート農業、そういうのをとりあえずモデルとしてやってみたというお話が事例として紹介されていたと思いますが、それらも含めましていかがでしょうか。

【委員】

県の方々には大変お世話になって、昨年、中山間地のほうで富山県農村文化賞をいただきましたありがとうございます。サポーターの方々の交流も1つの評価になっていたように感じます。ありがとうございます。

私は、弟が父から経営移譲をして農業を営んでいますが、第1期から第4期が経過して第5期に入ってくるわけですが、この20年間で農政事情がとても変わってきていると思うんですね。そして、今後の5年間に農業をしていく人がどれだけいらっしゃるのかな

と。これは富山県だけに限らず全国どこでも起こっている問題だと思うのですが、資料をいただいて、事例として載っている集落の個人配分金のパーセントがすごく高いのを、一農家としてとてもうらやましかったです。

そしてまた、今回の資料の11ページの一番下のほうに、本制度は所得補償という面も持っているところがあるのですが、書類などがきちんとされているようでしたら、マニフェストに載せられていても守られていないことが多々あるのではないかと思います。5期対策のときにはマニフェストを加入者に配布するように義務づけてほしいから、こういうことを言います。

農水省の中山間地域第4期対策の最終評価には、もっと行政の働きかけ、支援が重要であると述べられています。いろいろなことが地区の中だけで決められていると、国や県、市から出ているお金がまるでその地域の役員がポケットから払っているような、そんな感覚になっているのではないかなと思います。そして、このお金がどのように使われたのか、どこの通帳に行ったのか、不明な点があまりにもあり過ぎるような気がします。

その地域にお金が入っているならば、やっぱりどこかの役場なり県なり、誰かが会計を見るような形にしていけないとだめなのではないかというのが感じられますね。そうでないところもたくさんあると思いますが。

そして、全国で997市町村、2万5,958の協定数、集落協定数が2万5,405個、個別協定553、協定参加者数60万人とありますが、富山県では個別協定の方はいらっしやるのでしょうか。そういうことも聞きたいですね。

我が家も2期対策、4期対策時に県の方より個別協定もあるのですと教えていただいたみたいですが、いざ個別となるとハードルがちょっと高いですかね。ちょっとまだ加入できていないので。

私が住むところは7集落協定の中で6集落に加入しているのですが、その地域、地域でちょっと違うので、いろいろな思いをしているというのが現状で、中山間地域の協定と多面的機能がうまく調和がとれていないと、その地域で農業を営んでいくというのが難しくなってくるのではないかなと思うんですね。

やっぱり農業を営んでいる人が高齢化というのがありますし、うちの弟がまだ20代で若いというのがありますし、いろんな意味でこの5年間でこの後はどうなっていくのかなというのがちょっと心配ですね。

もし可能であるならば、うちも個別で入れればいいなと思っているみたいなので、市町

村長の同意があればできるということなので、県の方からそんなふうには働きかけはしていただけないでしょうか。お願いいたします。

【委員長】 1つは前半の方、この制度の運用の仕方というか、その辺をもう少し見える化できるような形でしっかり統一したやるべきものをしっかり配分してもらいたいということだったと思います。ちょっと見えない部分が多いということなので、それこそ集落のまとまりを逆に壊しちゃうことにもなりかねないので、そういう点が1点と、後半のほうは、個別協定のお話でした。これは現状も含めていかがでしょうか。

【事務局】 ご指摘ありがとうございます。

うちの県内は全て集落協定でございまして、個別協定はゼロです。

【委員】 富山県内ですか。

【事務局】 富山県内はゼロでございます。

その理由としまして、委員長の方からも今ありましたように、集落の輪という部分もありますが、個別協定の想定されているイメージは、例えばなんですけれども、その中山間の集落に20戸の家があって、その20戸の家が1つの営農組合に入っていると、1人の担い手さんがその20戸の農地を全部やっている、そういった場合だと個別協定にふさわしいのではないかなと思っております。

ただ、少なくとも二、三軒が欠ける場合というのはよくあるかと思いますが、そういった場合になかなか個別協定に踏み切れないというのが現状なので、今後、地域によってはそういった方々も同意するよということになっていけば、もしかしたらこの5年間でそこら辺の協定のあり方というのは変わってくるかもしれません。

少なくとも中山間直払というのは、個人配分というのをある程度確保した上で地域の営農体制づくりという部分が大きいので、なるべく個人配分に傾くようになるのが1つの国の流れではあるかなというふうに思っておりますので、県内でどこまでどう進むかというのは、これから少しご相談させていただけたらと思います。

【事務局】 本当にご意見ありがとうございます。

うちの県は中山間の直接支払を、これは全国的ですけど、スタートしたときは集落協定の中でも使い道については集落で使うものが半分、個人に入るのが半分で指導してスタートしております。

その集落の中で徐々に農地集積が進んできて、その集落を全部またいでやるような形になっていくと個人配分の性格がどんどん強くなっていくというような流れで、これはいい

意味でいうと、非常に柔軟性のある制度でございます。

ちょっと悪い意味でいいますと、自由に使い過ぎるのではないかというような部分もありまして、どこまで行政が指導していいかというのは正直悩ましい部分もあります。

だから、その辺はその地域、地域でよく話し合っていて上手に活用をしていただきたいということで、私たちは目も光らせ、温かく見守ってもあげないといけません。こういう微妙な回答で申しわけございませんが、ただ、将来的にはその地域に合った使い方ができるということがこの最大の特徴かなと思っております。

よろしく願いいたします。

【委員長】 委員さんがおっしゃっていた個別協定というのは、個人配分のことを意味しているのですか。

【委員】 恐らく私が知っている限りでは、うちが土地を借りて栽培している部分でも、うちにお金が入る部分が、例えば土地の持ち主のほうにお金が入っているだとか、例えばほかにも電気柵に今度はお金を使おうという取り決めになっていたと。それでも自分の田んぼに入る水の用水路に、決まっていたにもかかわらず、電気柵にお金が全部つぎ込まれたとか。

うちはその結構な面積を扱っているわけなので、地域に入ってくるお金も大きいですが、ここの地域だけではなくて全国どこでもこういう話はよく聞くので、5年という縛りもなんですけど、何とかなるものであれば、もうちょっとこういうところを見て、こうした場合に、ちょっと違うとはっきり言える人がいたほうがいいんじゃないかなというのが本音です。

【委員長】

制度的にはどういうふうになっているのでしょうかね。配分は集落にまずおろし、その集落全体で使うか個人で使うかというのを決めるという、基本的には集落なんですね。

だから、最初から個人に行くという話ではなくて、やっぱり集落というのは制度的に入っちゃっているんで、その段階で個人に配分するか集落で共通で使うかというのは、その集落で決める。だから、地域によってもものすごい差があると思います。

今おっしゃったように1戸だけで担うような形になっていけば個人配分にかなりシフトすると思いますし、みんな頑張っているようなところはなるべく共通でやろうとなる。

考え方にもよって、例えば集落で集落営農みたいなのをやるということであれば、集落営農の機械が必要だと思ったらそういうのに使うとかいうこともあるわけですので、確か

に制度上はちょっと言いにくいところかなと思いますね。

逆に言うと、行政のほうが集落に対してどこまで言うかということになると思いますけれども、そこはなかなか難しいというお話だったのでしょいかね。

【事務局】 事情は大変よくわかりました。中山間で大規模で田んぼをやっておられますので、事情を確認したいと思います。

【委員】 それによってうちも随分と金額がね。何万とかの世界じゃなくて。それがあからとか、ないからどうかじゃなくて、誰かがどこかで入って会計を正すというか、調べていくべきと思って。

【委員長】 少なくとも見える化を少ししっかりしていかないとね。

【事務局】 実は県内、全部協定は5年に1回は必ず帳簿を見ることになっております。県のほうも。そういったタイミングでどこまでできるか、検討してみたいと思います。本日の事例の中でも、比率が個人95%で共同5%みたいなところもあります。

中山間と先ほど後ろで説明した多面のいろんな制度を組み合わせて使いますので、例えば個人色が強くなると、個人のところが中山間を主体で使って共同活動は多面を使うとか、いろんな組み合わせが出てきますので、また個別でご相談もしていただけたら。

【委員】 相談だけは今までに何回もしているみたいで、この間の県の自遊館で毎年行われる、名前をちょっと忘れてしまって申しわけないのですが、秋田県出身の方で東大を卒業された女性の方が講演に来ていらっしゃって、その方に母が相談していたらしいんですけども、個別でも入れますから県のほうに相談してくれと言われたらしいのでよろしくお願いたします。

【委員長】 というご意見をいただきましたので、また確認していきたいと思います。その件はよろしいですね。

ほかは何かございましたか。

【委員】 全然状況は違います。集落協定、次の5年をどうするかということで随分村とこの1年間すったもんだを繰り返しまして、行政から来る調査票が3回に及びましたよね。

1回目は、集落の協定のメンバー全員、私たち外から入っているNPOを除いて地元の方全員がもう取り組まないという決断をされまして、私たちだけが残ると成立しないので、もう村としてはおしまいだねということで調査票を返しました。だから、1回目は完璧にやめたんですね。

でも、ちょうど1年前のこの会議で紹介いただいて加算措置に取り組ませていただいて、村ではもう継続できないんだけど、外から来る人たちで私たちが中心になってやったら何とかなるんじゃないかという、その1年間を実験させてくださいということで村の了解を得てやりました。

かなり賑わったことは事実で、私たちもかなり努力はしましたけど、成果が十分に表れていく中で村の人達の意識が変わっていきました。

2回目は、できるところだけにして半分に減るかもしれないけど、つき合うよという人が1人現れました。最後の調査のときまでに、協定メンバー6人か7人のうち半分はもう自力でできないから諦めるという方が現れて、3軒だけが残ったと。でも、一応それで協定は継続できることになりました。

そうしている間に、今、有機農業に取り組みたいという人たちの2組織が私たちの中に加わってやっていきたいという希望も出てきて、そうすると保全だけで済ませているところももう少し耕作できる見通しが出てきたというか、そうやって努力が目に見えてくると、皆さんちょっとずつ気持ちが変わってきて、ついてきてくださったのかなと思いました。

ただ、その個別協定という話も私も相談したのですが、みんな嫌だと言ってNPOだけが残ったときに、嫌でも個別なんですよね。それはだめだと言われちゃうと、私たちが今までやってきたことを全部捨てなきゃいけない。村の農地が全部荒れ果てていく。それはとても耐えられないので、1人でも残ってもらおうと思って説得してきた結果、何とか成立することになったんですけど、恐らくそういうところがまだまだあるんだろうなと。

だから、村との協定なんだけど、事実として1農業者しか残らないというケースがこれから結構多発するのではないかと。その辺をどう支援するかというのは、すごくこれから数字を下げていくことを止める1つの要因になるのではないかと思います。

【委員長】 大事なお指摘だと思いますが、その地域なり集落の農業構造が変わってきているわけですよね。その変わってきたのに応じた対策というか、最初決めたからこれですと行くという話では多分なくて、もうやる人も、農地を持っている人も変わってきているので、その変化をどうやってしっかりと捉えていくかという、そういう必要があるよというご指摘だったように思います。

ご意見としていただきました。

ほかに、どうぞ。

【委員】 続けていいですか。環境保全型も今現場では結構議論になっています。

有機農業の5割増しという数字は魅力的なんですけども、その条件が今日の説明の中になかったのですが、有機JAS認定を取ることが条件ということを知っているんですが、そうですか。

【事務局】 有機JAS認定は必須ではなく、有機JAS認証を取っていれば当然対象ですが、その水準の取組みを行えば環境直払の対象になります。具体的には、作付け2年前から無農薬、無化学肥料で作付けを行うことや(農薬飛散の影響を受けないよう)緩衝地帯を設ける、といった内容です。かかり増し経費を全国調査したうえで、これまでの8,000円ではできないということで、2期対策から1万2,000円に単価が上げられました。国としても有機農業についてはできるだけ進めたいという思いではあります。総じて、有機JASは必須ではないが、要件が少し増えるということです。

【委員】 なるほど。市の行政の中では必須というふうに昨日時点で知っているの、その辺が徹底されていないのかなと思いました。

【委員長】 徹底されていないですね。

【委員】 そうですね。

有機JAS認定を取るということは大変なことで、実は富山県にはその認定組織がないんですよ。石川県にはあるのですが、石川県は県内だけを対象とする。新潟県には受け入れる組織があるけれども、新潟の一番最北端なんですよ。そこに年に一度研修に行かなきゃいけない。だから現場調査に来られたときの費用、それから認定費用を考えると5割増しでも足りないぐらいだと思うのです。もちろん耕作面積が大きければこんな悩みはないかもしれないんですけど。

何度か私はここでも申し上げてきたと思うのですが、有機農業を推進することにウエイトを置くのであれば、県内の有機農業者の認定組織というのは当然あるべきだと思うので、改めてお願いしたいと思います。

【事務局】 有機JAS認定を取っていれば第三者機関がその内容を確認するというところで、市が確認をすることは必要なくなるが、有機JAS認証を取っていない方でも、それ相応の水準での取組みを行うことで対象になります。その確認を行うのが市町村ということになっています。

市町村からお伺いしているのは、市の職員も減っている中で、さらに専門的な知識も少なく、確認事務作業が負担であり、大変とのこと。県の振興センターやJAさんも可能であれば一緒に確認をしながら、できる限り推進したいと考えています。また、面積の拡大

につながるよう、また、取り組む皆様が大変だと思われないように進めていきたいと考えています。

また、この有機農業に関しては、他に担当課がありますので、また県としてもいろいろと検討はしていきたいと思います。

【委員長】 よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【委員長】 有機農業につきましては、この6ページの表、取組み面積の推移を見ますと、平成26年に144ヘクタールであったものが、ずっと140ヘクタールぐらいで変化が少ないというか、増えていないんですね。これをどう読み解くかというのが大事なところだと思って、何でこんな増えないのと。全国的にもなかなか増えないんですけど。オーガニックの人数はそれなりに増えてきているのは確かなので、供給のほうが特に県内だけを見ていると、こういう状態になっているということはなぜかということをしかりつかんでおかないと、いくら認証を受けやすいといたって、別に要らないとなれば実質的にそうしろと言ったって、逆にこれは減るかもしれないですよ。

だから、なぜ増えないのかについては、後継者の問題とかいろいろもちろんあるわけですが、さっきの話では、有機農業で入ってみようかという後継者も確かにいるので、そういう意味でいうと、増えない理由を考えておく必要はあると思うんです。

私は有機農業が増えない理由としてはいろいろあるんですけど、特に有機JASの認証が増えないというのは、かなりコストの問題がやっぱりあって、そこまでするに見合うような値段にもならないということなんですけれども、所得的に経営問題があるんじゃないかと思うんですよ。有機栽培をせっかくやったのに、ちゃんと食べていけない。そんなに大変な所得は要らないんだけど、でも食べていけるような所得は欲しいというのは若い人は当然あるわけですから、どういうことでそうなっているのか。特に中山間のこういう経営を考えるとときには絶対これから必要だとは思っていますので、ぜひ注視していただきたいなというふうに思っております。

とにかく140から増えないし、むしろ有機農家の状況を見ていると基本的には高齢化してきていますから、特に若い人がどんどん入ってこない限りは減ることはあってもそう簡単には増えないと。有機農業のほうも、有機農業に入る前の環境保全型農業、5割カットというレベルでも、どうやったら増えるのかということをしかり対応していく必要があろうかというふうに思います。

そうしないと、いくら1万2千円にしたってこれは増えないんじゃないですかね。経営問題がドカンとあるとすると。もちろん1.5倍になるというのは大きいとは思いますが、これだけではなかなか増えないという感じがいたしております。

中山間のほうの今年度やったモデル事業4つのケースのうち、スマート農業のほうはそれなりに地域のニーズがあるので、これは比較的に入る可能性があると思うんですよね。もちろん補助があればということだと思えますけれど。これはある意味じゃ放っておいても増えるんじゃないかなというふうには思うんですが、人材活用型と集落機能の地域運営組織をつくるというやつは、両方ともある意味ではこれまで相当努力してきた地域がこうなっているんですよ。それで、さらにこの事業によって加速された面はあると思うんですけれど、なぜこの地域でこういうような取り組みがなされてきて、ある意味では成功したかどうかはともかく、うまくやってきたのかというプロセスをしっかりと見ないと、これは単なる事例だけで終わっちゃうことになるので。

集落機能強化型もいろんなプロセスがあって、小原営農にしろ土遊野にしろ、有機農業をやっている農業法人が2法人あってそれなりの有機農業の力もあって、それで頑張ってきたのが、プラス振興会のほうもやっぱ頑張ってきたんですよ。振興会で頑張ってきて、それでNPOがくつつく形で、今は小学校を利用して地域の拠点として立派にやっているということなので、それぞれ長い歴史があってこうなっているところに、このモデルだけで成功したわけではないという感じが非常にするわけですね。

だから、そういう意味で、今までのプロセスというか、それをしっかりと見しておく必要があるかなというふうには思いました。

この集落機能強化型も地域運営組織を何とかつくりたいということで、私はこれは必要性からいうものすごいあると思います。富山県内は、むしろ全国的に見ると遅れている感じもしますので、この地域運営組織みたいなものをいかにつくっていくか。このケースもありますし、ほかにもいろんなアプローチの仕方があるみたいですから。

中山間と言ったって、中間的なところと本当の山間的なところではちょっとあり方が違うので、同じパターンでつくれるわけではないという感じもしておりますので、ぜひプロセスを大事にしながら、しっかり調査しながら進めていただきたいなというふうに思っております。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、またありましたら後でもご発言いただきたいんですが、次に行きたいと思

います。

農村環境創造基金事業と令和2年度農山村振興対策の概要を続けて事務局から説明をお願いしたいと思います。

(2) 農村環境創造基金事業の実施状況について

(3) 令和2年度農山村振興対策の概要について

【委員長】

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。いかがでしょうか。

【委員】

先ほどの資料の9ページのときに自衛隊のOBの方で隊友会の方たちが草刈りとイノシシの柵をしたという話を、昨年8月26日に知事がいろんな地域を回ってこられるときにお話しされたんですね。

これを活用したいなと思うんですよ。うちの地域は県の方とかグリーンツーリズムの方たちが来て、年に2回ほど草刈りとイノシシの柵のものを手伝ってくださっているんですけど、それだけではとても追いつかず、柵をした切れ目から動物が侵入するので、全て山を囲むように柵をして、柵の中で人間が生活したほうがいいんじゃないかというぐらいすごいで、自衛隊の方たちに協力していただけるのであれば紹介していただきたくて聞いたんですけど、これは連絡をとるときはどこに言ったらいいのですかね。市町村に言ったらいいのですか。それとも県に直接言えばいいのか。

【委員長】　　そういう要望があるときは窓口をしっかりとっておかないと。それも検討してみてください。

【事務局】　　窓口は農村振興課の中山間農業振興班に連絡をいただければ。

隊友会さんも年間3回か4回ぐらいの活動の中で県内を活動しようと思っておられまして、今もう来年は1カ所だけ上市町地内で決まっております。あと二、三カ所はこれからです。

【委員】　　じゃ、ぜひうちに来てください。

【事務局】　　お聞きしましたので、相談してみたいと思います。

【委員長】　　県庁のほうに直接申し込めばいいという話です。

【委員】　　わかりました。地域のほうに言いますね。

それと、今見ていた資料3のほうで、鳥獣被害防止総合対策事業の中に、地域実践リーダー育成というのがあるんですけども、これはどこかに行って研修ができるような、どういふものなのかなと思って。

昨年、地元では、いつもはイノシシが出ているんですけども、市街地に熊が出たんですね。消防や県議とか市議とかが集まっているけれども、猟友会も集まって、結局、昼間の暑いときに誰が撃つのか、許可は誰が取ったのかとか、今は知事の許可がなくても市町村長の許可だとか県議がいいと言えば撃てるようになったはずなのに、なかなかうまくいなくて、もうちょっとそういう横のつながりがもうちょっとスムーズになれば熊を殺処分するまで、半日とか一日がかりにならなかったのではないかなって。

やっぱり近くに保育園があったりとか小学校があったりとかすると親も心配だし、そういう情報が来るのが遅いので。防災無線を使っているけども、ラジオ体操があったのに知らなかったとか、そういうようなことがあったので、もうちょっとスムーズにいけばいいかなと思います。

よろしく願いいたします。

【委員長】 ご意見として、ぜひご検討いただきたいと思います。

ほかにどうでしょうか。

【事務局】 すみません、今の件でちょっとよろしいでしょうか。

地域実践リーダーの件ですけれども、これは鳥獣被害防止のためにどんなやり方がいいのか。これは毎年、実は3回から4回やっております。県全体でもやっておりますし、各市町村別にも回って、我々のほうからは西日本農業センターというところから先生もお呼びして、例えばイノシシでしたら電気柵の張り方、あるいは、もう既に設置してあるところのどこが弱点なのかといったことまで研修をさせていただいているところでございます。

これは各センターさんにも窓口がございますので、企画振興課さんのほうにお聞きしていただければというふうに思っております。

それと熊の件ですけれども、熊のほうはどちらかというと、我々は農作物被害対策のほうが大きいので、人的被害のところはもう一つ自然保護課さんというところがございまして、聞いたお話なんですけれども、たしか昨年、許可をいただいて、多分そちら事案の後なんだろうかね。二度ほど実際に、昼間だったと思いますけれども、きちんと熊の退治ができたという例もあったと思います。

なので、委員が言われたようなことがきっかけとなったのかどうかわかりませんが

も、1つずつ、少しずつですけれども、地域の安全のために前へ向いて進んでいるんじゃないかなというふうには思っているところがございます。

またお伝えさせていただきます。

【委員】 本日はそれぞれの支払制度の説明をいただきました。

どの事業においても言えることと思いますが、特に中山間地域を1つ例にとりますと、発足は12年であり、それから随分時間が経過しているわけですが、発足当時のことを思いますと、まさに国でこのような取組みをするということが、マスコミの中でも新たなこれまでなかった制度ということで大きく報道されて、その当時は私も村役場におりましたので、私どももこれを何とか地域の農業の活性化にということでいろいろ知恵を絞って、その当時初めて農業公社というものを立ち上げて直接支払制度を受け入れた思いがあるわけです。

そのときに地域の住民に理解をしてもらうために非常に苦労したわけですね。それぞれの集落へ出向いて、夜なべ談義のような形で説明をしたと。

どの制度にも言えることですが、長らく継続してくると、その辺の熱心な説明は、特に大きな制度の変化がない限りはなかなか行っておられないんじゃないかなという気がするわけですし、特にこの中山間地域の5期目になりますと、これが満了すると25年が経過する。20年の節目の中で、改めてその辺で初心に戻って、市町村の職員も数が減って大変ではございましょうけれども、やはりそこは説明をしていただくということと、もう一つはその説明の時期ですが、これはちょっと難しいかもしれませんが、どの制度においても、もうその地区の住民だけでは知恵とか、誰か協力してくれる背景がないとなかなか思い切って手を挙げるということとはできないわけですし、よく言われている大学生の皆さんにお力とお知恵をかしていただくということであれば、こういった説明会、こういう農村地域に対して支援があるよということを、若い、そしてまた頭の回転の速い大学生の皆さんと地域の集落の住民が一緒になって説明を受けて、その中でじいちゃん、ばあちゃん、あるいはまたおやじさんにこんなことで今日の制度を活用すればいいんじゃないのというようなことも、実験的に私はやっていただきたいなという気がするわけですし、そういう意味では周知のあり方が大事です。

それと、集落の人たちは意欲とかが出る前に、その必要性は感じて、後ろでぽんと背中を押してくれたり、一緒に汗をかくよという若い力がない限りは、なかなか手を挙げづらいということも実はあるわけございまして、その辺の取り組み方について富山版とい

うか、そういう説明のあり方も私は少し工夫していただいたらいいのではないかなという気がします。

よろしく申し上げます。

【委員長】 ご意見として説明のあり方、十分配慮していただきたい。

言ってみれば中山間だけではないんですよ。この対象にしているのはね。農地・水などもそうだし、環境保全も別に中山間の環境保全だけをやっているわけじゃなくて、平たいところの環境保全も含めた対象になりますので、そういう意味では、対象もしっかり考えながら説明しないといかんかなという感じがいたしました。

それでは、全体を通して何かご意見があれば後でちょっと時間をとりますが、その前にその他を先に説明いただきましょうか。

【事務局】

富山県耕作放棄地対策協議会の解散に伴う農山村振興対策委員会への荒廃農地対策の引き継ぎについて説明。

【委員長】 今までは独立していた検討会があったわけですが、1回解散されたということで、こちらのほうで議論することになった。ある意味では、この会議としては仕事が増えるわけですけど。ただ関連したことには間違いないので、ぜひやっていきたいなと思います。

それに伴って委員の構成は少し加えたりするかもしれないという。

【事務局】 この荒廃農地対策は農業委員会さんのやっておられます農地パトロールというものとセットで実はやってきておりますので、その流れからすれば、少し農業委員会関係の委員さんを加えるべきではないかなとは思っているところでございます。

今後また委員等の調整をしたいと思います。

【委員長】 そのような形で今後は進めさせていただきたいと思います。

その件も含めまして、本日議論いただきました内容につきまして、総じてご意見やご要望等がございましたらお願いしたいと思います。

【委員】

丁寧な資料、それから課題が山積している中山間地、また農業について、個々の対応でお忙しいところありがとうございます。

今日の中でお聞きして全体でお願いしたいことと、最後にお聞きしました荒廃農地対策について質問といたしますか、提案をさせていただきます。

1つは、先ほどお話がありました大学生との連携につきまして、農村振興対策の展開の中でも2カ所で大学生を入れての中山間地への応援というなお話がありました。

この部分につきましては、今ほとんどの方が4年制大学へ進学する中、なかなか就職活動の対象として上がってこないこうした農業、一次産業部門について、こうした場所から発信していったりお招きをしないで誰がしてくれるだろうかという思いがあります。

こちらに応援に来ていただくだけでなく、若い方が中山間地に入ってくることはたくさんの方へのメリットもあると聞いています。

私の住んでいる地域では慶應大学の経済学部の先生が大変いろんな展開で学生さんをよこしてくださっている中、今、慶應大学でも、両親の所得の低下の関係等々で近隣からの学生さんがとても増えている、その学生の中でも、さまざまな豪雪地帯だったり北海道だったり沖縄だったりという、遠い場所の地域の多様な情報量が下がっている。だから学生を東京から地域へ出したいのだというお話がありました。

日本の中でもいろんな場所がある。都会だけでなく中山間地があるというような情報を若い人たちに体感していただくことがこれから日本にはとても大事なのかなと思っています。

また、生活スタイルが変わりまして家族のありよう等もすごく大きく変わって、自分の家族と自分が見える友達以外とのつきあいがものすごく細分化されている中、中山間地に来て、年寄りであったり、少なくなった児童と出会ったり、本当に人生のさまざまな場面での多様化というものも体験できることも、これから家族をつくったり自分の人生設計をしていく世代に見ていただくことは、彼らにとってもとても財産になることだと思っています。

ぜひ、大変課題の多い、仕事の多い専門ですけれども、こちらにもお力添えをいただきたいと思っています。

1つすみません。私は林業にいまして、荒廃農地対策のお話を聞いていたときに、こんなことはできないのかなと思ったことなんですが、今、林業はどんどん木を切る時期になって、どんどん切っています。

その次の森づくりとして、また植えることを選ぶのであれば苗を必要としてくるわけですが、今富山県の中で木の苗をつくる生産ということがなかなかたくさんは進んでいない状況なのかなと見ています。

とても農業的な要素の強い仕事でして、樹苗を育てるとというのが林業の中ではなかなか

できてきていないのかなと思うと、私どものような放棄されていない田んぼや畑を今から田んぼや畑に再生するというのは大変な苦勞といたしますか、手間もかかります。

こうした場所を樹苗をつくるというやり方に変えていくときに、農業さんのほうでの大きなお力添えがあるところとちょっとやりやすいのかなと思いますし、食べ物をつくるよりもちょっと簡単と言ったらちょっと言葉が足りないんですが、できないのかなという思いがあってお聞きをしてみました。

もしかしたらもう前例があるのかもしれないんですが、また教えてください。

【事務局】 今ほど苗木の生産の件がございましたけども、苗木の生産については今、民間のほうにも広げておまして、そこでまた検討していただければなというふうに思うんですけども、現在やっているのはほとんどハウスでつくることを前提に生産設計をして、幾らぐらいでできるか。とにかくコストがかかっちゃうとどうしようもないものですから。もちろんつくっていただいた方にある程度もうけがないと継続できないものですから、そのあたりを考えてハウスで挿し木苗をつくっていかうという方向で進めておまして、利賀のほうでうまくいくのかどうなのかということも検討いただき、手を挙げていただいてやってみようかということであれば、たしか支援のほうも準備して民間のほうに生産移譲をしていく方向にしておりますので、またご相談ください。

【委員長】 ということよろしいですか。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 ささやかな質問ですが、環境保全型農業直接支払の件なんですけど、ここに全国共通ということとしまして長期中干しとか秋耕とか、単価は小さいですけどありますが、これもみんな個別ではなく集落対応でしょうか。

環境保全型の取り組みについては面的広がりということを大変重要視しておりますので、個人の対応ではなく団体の申請を要件としています。

【委員】 法人の場合はどうなりますか。

【事務局】 1つの集落の中で一定の面積を集積している場合については個人の場合でも大丈夫ということになっておりますので、ぜひご相談いただきたいと思います。

【委員】 あと鳥獣被害防止の対策事業ですけども、これは前年に比べまして2倍までとは言いませんけど大分アップしてまして、これに関しましても集落対応なんですかね。集落さんに対して、個人ではなく、法人でもないんでしょうか。法人ではあるんですか。

【事務局】 基本は集落で取り組むところに積極的に支援しております。

まず、個人で対応するとなると、なかなか防ぎ切れないというのがありまして、集落でやられる方、もしくは法人でしたら、それぞれの市町村の協議会に加入されれば私らのほうで支援の対象となりますので、またお考えいただいても結構かと思えます。

【委員】 協議会といいますと、何の協議会ですか。

【事務局】 各市町村で鳥獣対策防止協議会というのを形成しておりまして、我々はそちらのほうに支援する形にしております。市の協議会からそれぞれの集落にまた支援をするという、そういう流れになっております。

【委員】 多分参加しているかもしれません。ありがとうございます。

【委員長】 予定より大分延長してしまいました。今日の議題だけでこの時間になるわけですから、次回からはさらに議題が増えるということなので、それなりにスムーズにやっていきたいなというふうに思います。

事務局からの議事事項につきましていろいろご意見をいただきましたが、さらにお気づきの点があれば、委員の皆様から事務局に別途お伝えいただきたいと思えます。

本県の農山村振興のために、委員会の意見を踏まえ一層のご努力を図られますよう委員会からもお願いいたしまして、事務局にお返ししたいと思います。